

# 川北町指定給水装置工事事業者のみなさまへ

## 川北町土木課より大切なお知らせ

2019年10月1日より  
指定給水装置工事事業者は  
5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、  
「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されます。

- 指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。
- ※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
～H15. 3. 31	2019年9月30日～2021年9月29日（2年）
H15. 4. 1～H19. 3. 31	2019年9月30日～2022年9月29日（3年）
H19. 4. 1～H25. 3. 31	2019年9月30日～2023年9月29日（4年）
H25. 4. 1～R1. 9. 30	2019年9月30日～2024年9月29日（5年）

- 申請に必要な書類については  
川北町HPにてダウンロードできます。

川北町土木課 TEL : 076-277-1111